

# 「産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定」の発表について

中国では、2024年～2027年までの間に購入（自社製造）された500万元以下の設備、器具については、企業所得税の計算上、取得にかかる費用を一括で損金算入することができるものとされています。（以下、「本優遇税制」とします。）今回は、本優遇税制について概説します。

中国では、3月31日、国務院から「産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する規定」（以下、「本規定」とします。）が発表されました。今回は、本規定の内容について概説します。

## 1. 本規定の目的

本規定では、第一条において、「産業チェーンおよびサプライチェーンの安全リスクを防止し、その強靱性と安全水準を高め、経済社会の安定と国家安全を維持する」ことが目的とされています。本規定のタイトルのみからは本規定により守られる法益がわかりにくいのですが、本規定が国家安全法・対外関係法・反外国制裁法などに基づき制定されていることに鑑みると、最終的には、「経済社会の安定性」と「国家の安全」を維持することにあるものと考えられます。本規定からは、中国が、産業チェーンおよびサプライチェーンを国家の安全にかかわる重大事項と位置づけ、国家機関を総動員してその安全と強靱化を行うことを明らかにしていることを伺い知ることができます。

## 2. 本規定の内容

本規定では、目的を達するための内容が列挙されていますが、以下ではポイントと考えられる事項や、企業や駐在員・従業員などに影響があると考えられる事項を抽出して記載します。

### ◇本規定の内容（抽出）

主な項目	内容
1. 国家レベルの管理体制	国は産業チェーン・サプライチェーン安全のための統一的な枠組みを整備し、国務院の各部門が分担して安全確保の業務を担当する。また、地方政府も国家の統一的な枠組みの下で、地域に関わるサプライチェーン安全の責任を負う。
2. 重要分野の重点保護	国は重要分野における産業チェーン・サプライチェーンの安全確保を強化する。国務院の関係部門は「重要分野リスト」を作成し、状況に応じて更新しながら、原材料・技術・設備・製品などの安定した生産と流通を維持する責任を負う。 国務院の関係部門は、重要分野の産業チェーン・サプライチェーンに関する情報共有を推進し、情報プラットフォームを強化する。また、業界や企業間の情報連携を促し、データの安全を確保するための措置を講じる。
3. 情報収集活動の規制	国内法に違反して産業チェーン・サプライチェーンに関する情報収集を行った個人、組織に対しては法令に基づく処分・処罰を行う。

4. 外国の差別的措置への対応	外国の国家・地域・国際機関が国際法に反し、中国の産業・サプライチェーンに対して差別的な禁止・制限措置を取った場合、国務院は調査を行い、必要に応じて制裁を科することができる。(14条) 外国の組織や個人が市場原則に反して中国との取引を中断したり、差別的措置により中国の産業・サプライチェーンに実質的な損害や脅威を与えた場合、国務院は調査を行い、必要に応じて制裁（輸出入・投資・取引・入国などの制限）を科することができる。(15条)
5. 国内組織・個人の義務	中国国内の組織や個人は、国務院が第14条・第15条に基づいて決定した対外制裁措置を必ず履行しなければならない。 これに違反した場合、国務院の関係部門は是正を命じ、必要に応じて制限（輸出入・投資・取引・出国などの制限）を科することができる。

### (執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: [info@seiwa-group.jp](mailto:info@seiwa-group.jp) Website: <http://www.seiwa-group.jp/>